

## 一定金額未満の預金口座解約時の「印鑑レス」の実施のお知らせ

令和3年3月30日

平素は、館山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、お客さまの利便性向上のため、残高1万円以下の預金口座の解約手続きにおける「印鑑レス」取引を可能としますのでお知らせいたします。


従来、口座の解約手続きは、所定の払戻請求書へ届出印の押印を必要としてきましたが、ご本人さまが来店し、下記の内容を満たす場合は、届出印の押印を不要とさせていただきます。

また、これに伴い、預金規定の改正を行いますので、併せてお知らせいたします。

### 記

項目	内容
取扱開始日	令和3年4月1日(木)
対象となるお客様	個人のお客様、個人事業主のお客さま
対象の口座	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 残高1万円以下の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金</li><li>・ 総合口座の場合は、担保されている定期預金の当初預入金額が1万円以下であること。(当座貸越が発生している場合は、貸越元利金等支払後)</li></ul> ※お取引の内容により一部対象とならない場合がございます
ご持参・ご提示いただくもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通帳およびキャッシュカード(発行されている場合)</li><li>・ 顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)</li></ul>

○ 改正後の預金規定は改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

なお、改正後の規定は当金庫ホームページのニュース一覧「[各種規定集](#)」ご覧ください。